	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	消化器病専門医
	循環器専門医
	呼吸器専門医
	血液専門医
	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
	糖尿病専門医
	腎臓専門医
	肝臓専門医
	アレルギー専門医
	感染症専門医
	老年病専門医
	神経内科専門医
	消化器外科専門医
	呼吸器外科専門医
	心臓血管外科専門医
	小児外科専門医
	リウマチ専門医
	小児循環器専門医
	小児神経専門医
	小児血液・がん専門医
	周産期専門医
	婦人科腫瘍専門医
	生殖医療専門医
	頭頸部がん専門医
	放射線治療専門医
	放射線診断専門医
	手外科専門医
	脊椎脊髄外科専門医
	集中治療専門医

○厚生労働省告示第四百四十五号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第七条の十第一項第一号の規定に基づき、児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格（平成二十六年厚生労働省告示第四百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

制定文中「児童福祉法律施行規則」を「児童福祉法施行規則」に改める。

表中「小児神経科専門医」を「小児神経専門医」に改め、同表に次のように加える。

日本専門医機構	総合内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医
	脳神経外科専門医
	放射線科専門医
	麻酔科専門医
	病理専門医
	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	消化器病専門医
	循環器専門医
	呼吸器専門医
	血液専門医
	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
	糖尿病専門医
	腎臓専門医
	肝臓専門医
	アレルギー専門医
	感染症専門医
	老年病専門医
	神経内科専門医
	消化器外科専門医
	呼吸器外科専門医
	心臓血管外科専門医
	小児外科専門医
	リウマチ専門医
	小児循環器専門医
	小児神経専門医
	小児血液・がん専門医
	周産期専門医
	婦人科腫瘍専門医
	生殖医療専門医
	頭頸部がん専門医
	放射線治療専門医
	放射線診断専門医
	手外科専門医
	脊椎脊髄外科専門医
	集中治療専門医